



商工会ニュースしわ 12月号

◇発行者 紫波町商工会長 橘 富雄 ◇令和2年11月26日発行
◇〒028-3305岩手県紫波郡紫波町日詰字東裏85-4 ◇TEL019-672-2244 ◇FAX019-672-2316

年末調整個別相談のお知らせ

納期特例分の後期の源泉所得税は、1月20日(水)が納期限ですので、忘れずに納付しましょう。
納付書は納付税額がない場合も、給与等の金額や延べ人数等を記載し税務署に提出しなければなりません。
商工会では青色申告会と共催で下記のとおり年末調整個別相談を行いますので、必要書類をご持参の上、お早めにご相談ください。

＜ 日 時 ＞ 1月4日(月)～19日(火) 9:00～16:00 (土日祝除く)
＜ 会 場 ＞ 商工会

※必要書類

- 令和2年7～12月までの給料、所得税額、社会保険料額を記入した賃金台帳
- 納税者番号が印字された納付書
- 印鑑、たなばん
- 事業主、従業員の個人番号(マイナンバー)が分かるもの

※給与報告書や確定申告書等の書類に個人番号の記載が求められています。

商工会で皆様の個人番号を取り扱うにあたって、トラブル防止のため契約書を交わします。相談の際に印鑑を持参いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

雇用調整助成金・働き方改革個別相談会の開催について

商工会では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、休業や売上減少等ことから従業員の休業を余儀なくされている事業者を対象に、「雇用調整助成金」制度について個別相談会を12月も引き続き開催します。加えて、働き方改革や同一労働同一賃金への対応におけるお悩みもお受けいたしますので、この機会にぜひご相談ください。

【日時】令和2年12月・・・4日(金)、18日(金)、25日(金)

※相談時間 1事業所1時間程度 (時間:午前10時～午後4時)

【場所】紫波町商工会館2階

【講師】小笠原社会保険労務士事務所 社会保険労務士 小笠原 裕一 氏

【定員】1日5事業所(定員になり次第、締め切ります。)

【申込方法】参加する方は、希望日及び希望時間を下記申込書にご記入の上ご連絡ください。

※時間割については、後日調整します。

【その他】当日は、感染予防対策として、マスクの持参及び着用のご協力をお願いします。

「雇用調整助成金個別相談会」参加申込書 (FAX: 019-672-2316)

・事業所名 _____ ・電話番号 _____

※○で囲んで選択してください。

・相談希望日 ①12月4日(金) ②12月18日(金) ③12月25日(金)

・相談希望時間 ①午前10時 ②午前11時 ③午後1時 ④午後2時 ⑤午後3時 ⑥何時でもよい

紫波町地域企業感染症対策等支援事業費補助金について

紫波町では、町内事業者が経営を継続するために行う新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や飲食店における業態転換に対して補助金がございますので、前回に引き続きご案内いたします。対象期間が令和2年12月31日までとなっており、あとわずかですのでお早めに申請ください。

【対象経費及び補助額】

次の条件を全て満たす経費が対象となります。

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために行う対策であること。
- 2 下部の対象経費に定める経費であること。
(消耗品費については、鉄道業・道路旅客運送業を除き、1事業所につき3万円を申請額の上限とする。)
- 3 令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に発注、契約及び支払いが完了した経費であること。

※ 経費にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額は、対象に含めない。

※ 紫波町商工会が交付した地域企業経営継続支援事業費補助金及び紫波町が交付した紫波町理容業及び美容業事業者応援事業補助金（以下この項において「他交付補助金」という。）の交付対象経費が補助対象経費に含まれている場合は、補助対象経費から他交付補助金の額を除く。

補助額：限度額10万円

ただし、紫波町商工会が交付する地域企業経営継続支援事業費補助金の交付額を上限とする。

【対象となる期間】

令和2年4月1日から令和2年12月31日

【申請受付期間】

令和2年10月1日から令和3年1月31日※当日消印有効

【提出・問い合わせ先】

紫波町産業部商工観光課

〒028-3392 紫波町紫波中央駅前2丁目3番地1

電話：019-672-2111（内線2210・2211） メール：kanko@town.shiwa.iwate.jp

【対象者】

町内事業者（会社及び個人事業者、若しくはその他法人）であり、紫波町商工会が交付する地域企業経営継続支援事業費補助金の交付を受けた者。

【対象経費詳細】

①事業所における感染症対策に要した経費

（衛生管理・空気換気設備の導入費、感染症対策のために事業所の改装に伴う設計費、管理費、直接工事費、材料費、飛沫感染・接触感染を防ぐための備品購入費、臨時休業後の営業再開のため、店舗内の衛生環境を向上させるために要する経費、マスクや消毒液等の1回で使い切るもの・使用すると量が減る衛生用品の購入費等）

②飲食店における業態転換（テイクアウト、宅配、移動販売等）対策に要した経費

（印刷物制作費、PR映像制作費、広告掲載費、宅配用バイクリース料、台車、Wi-Fi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材、食品衛生法に基づく施設基準を満たすための工事に要する費用、宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料、容器や割り箸、ビニール袋等の1回で使い切るもの・使用すると量が減る消耗品等）